

## <飼育動物診療施設開設届出書記載上の注意事項>

※ 開設の日から10日以内に提出してください。

### <開設者>

- ・開設者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。

### <診療施設の構造設備（X線施設関係含む）>

- ・施設の構造設備概要は様式5に記入、X線施設がある場合様式6に記入し、届出書に添付してください。
- ・平面図は様式を問いません。（施設設計図、手書き等施設内の設備の配置がわかるもの）

### <管理者及び診療の業務を行う獣医師>

- ・管理者は獣医師である必要があります。
- ・診療に従事する獣医師を全て記載してください。

### <診療業務の種類>

診療の主たる対象が

- ・牛、馬、綿羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物の場合「産業動物」
- ・犬、猫、※獣医師法施行令第2条に定める小鳥である場合「小動物」
- ・それ以外である場合「その他」と記載してください。

※獣医師法施行令第2条に定める小鳥	
アオウム科全種	セキセイインコ、オカメインコ、ボタンインコ、コザクラインコ、ダルマインコ、オオバタン、コバタン、ヲウム等
イカエデチョウ科全種	ブンチョウ、ジュウシマツ、ベニスズメ、キンカチョウ、ヘキチョウ等
ウアトリ科全種	カナリア、マヒワ、ウソ等

### <開設者が法人である場合>

- ・定款を添付してください

### <その他>

- ・管理者を含め、診療に従事する全ての獣医師の獣医師免許証の写しが必要です。
- ・診療施設周辺の見取り図を添付してください。  
地図の形式は問いません。（現場確認の際に使用するため、わかりやすいもの）